

春日部市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市道路占用料徴収条例（平成17年条例第138号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																
（占用料の額） 第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円） <u>とする。ただし、占用期間が1月未満の場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。</u>	（占用料の額） 第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円） <u>とする。</u>																
（占用料の減免） 第4条	（占用料の減免） 第4条																
（1） <u>地方財政法</u> （昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの	（1） <u>法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法</u> （昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの																
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路法看板（ア一時的に表示面）</td><td>440</td><td></td></tr></tbody></table>	占用物件	占用料		単位	円	道路法看板（ア一時的に表示面）	440		<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th></tr><tr><th>単位</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td>道路法看板（ア一時的に表示面）</td><td>440</td><td></td></tr></tbody></table>	占用物件	占用料		単位	円	道路法看板（ア一時的に表示面）	440	
占用物件		占用料															
	単位	円															
道路法看板（ア一時的に表示面）	440																
占用物件	占用料																
	単位	円															
道路法看板（ア一時的に表示面）	440																

施行令 (昭和 27年政 令第 479号。)	一チで あるも のを除 く。)	設けるも の	積 1 平 方メー トルに つき 1 月		施行令 (以下 「令」 とい う。)	一チで あるも のを除 く。)	設けるも の	積 1 平 方メー トルに つき 1 月	
以下 「令」 とい う。)		その他の もの	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	4,400	第 7 条 第 1 号 に掲げ る物件		その他の もの	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	4,400
に掲げ る物件	添加広 告物	電柱又は 電話柱に 取り付け たもの	1 本に つき 1 年	2,200	添加広 告物	電柱又は 電話柱に 取り付け たもの	1 本に つき 1 年	2,200	
		電柱又は 電話柱に 巻き付け たもの		1,100		電柱又は 電話柱に 巻き付け たもの		1,100	
		その他の もの		2,200		その他の もの		2,200	
	標識		1 本に つき 1 年	1,100	標識		1 本に つき 1 年	1,100	
	旗ざお		1 本に つき 1 月	440	旗ざお		1 本に つき 1 月	440	
	幕 (令第 7 条第 4 号に掲げる工事用 施設であるものを 除く。)		その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	440	幕 (令第 7 条第 4 号に掲げる工事用 施設であるものを 除く。)		その面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	440	
	アーチ	車道を横 断するも の	1 基に つき 1 月	4,400	アーチ	車道を横 断するも の	1 基に つき 1 月	4,400	
		その他の もの		2,200		その他の もの		2,200	

第2条 春日部市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、占用期間が1月未満の場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下「占用期間」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、占用期間が1月未満の場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。</p>

附 則

この条例中第1条の部分は公布の日から施行し、第2条の部分は平成26年4月1日から施行する。